

子宮頸がん予防ワクチン接種説明書

○保護者の方へ：接種の前に必ずお読みください。

- *この予防接種は、定期の予防接種（法律に定められている予防接種）ですので、この説明文やリーフレットをよくお読みいただき、その有効性と、接種により副反応が起こるリスクを理解した上で接種を受けてください。
- *接種意志の確認のため、原則、保護者の同伴が必要となります。
- *ただし、13歳以上の方が接種する場合は、保護者がこの説明書の記載事項を読み、理解し、納得してお子様
様に予防接種を受けさせることを希望する場合に、予診票（表面1か所と裏面1か所）に自ら署名することによ
って、保護者が同伴しなくてもお子様は予防接種を受けることができます。

1 子宮頸がんと発がん性ヒトパピローマウイルス(HPV)

- ①子宮頸がんは、子宮頸部(子宮の入り口)にできるがんで、20～30代で急増し、日本では年間約1.1万人の女性が発症していると報告されています。子宮頸がんは、初期の段階では自覚症状がほとんどないため、しばしば発見が遅れてしまいます。がんが進行すると、不正出血や性交時の出血などがみられます。
- ②子宮頸がんは、発がん性HPVというウイルスの感染が原因で引き起こされる病気です。
- ③発がん性HPVは感染しても多くの場合、感染は一時的で、ウイルスは自然に排除されますが、感染した状態が長い間続くと、子宮頸がんを発症することがあります。
- ④発がん性HPVは特別な人だけが感染するのではなく、多くの女性が一生のうちに一度は感染するごくありふれたウイルスです。
- ⑤発がん性HPVには15種類ほどのタイプがあり、その中でもHPV16型、18型は子宮頸がんから多くみつけるタイプです。日本人子宮頸がん患者の約60%からこの2種類の発がん性HPVがみつかっています。

2 ワクチンの効果

- ①HPVワクチンは、すべての発がん性HPVの感染を防ぐものではありませんが、子宮頸がんから多くみつけるHPV16型、18型の2つのタイプを含む2価ワクチン(サーバリックス)と、尖圭コンジローマや再発性呼吸器乳頭腫瘍の原因となる6型、11型も加えられた4価ワクチン(ガーダシル)及び、HPV16型、18型に5種類のHPV型を追加した9価ワクチン(シルガード9)(注)の3種類のワクチンがあり、接種することで発がん性HPVの感染を防ぐことができます。
- ②発がん性HPVに感染する可能性が低い10代前半に子宮頸がん予防ワクチンを接種することで、子宮頸がんの発症をより効果的に予防できます。
- ③ワクチンを接種しても、接種したワクチンの型以外の発がん性HPVの感染は予防できません。また、接種時に発がん性HPVに感染している人に対して、ウイルスを排除したり、発症している子宮頸がんや前がん病変(がんになる前の異常な細胞)の進行を遅らせたり、治療することはできません。
- ④ワクチンを接種した後も、すべての発がん性HPVによる病変が防げるわけではないので、ワクチン接種後も20歳を過ぎたら子宮頸がん検診の受診が必要です。

(注)9価ワクチン(シルガード9)は、令和5年4月より公費で接種できるようになりました。9価ワクチンは、HPV16型、18型、31型、33型、45型、52型、58型に6型、11型を追加したワクチンです。

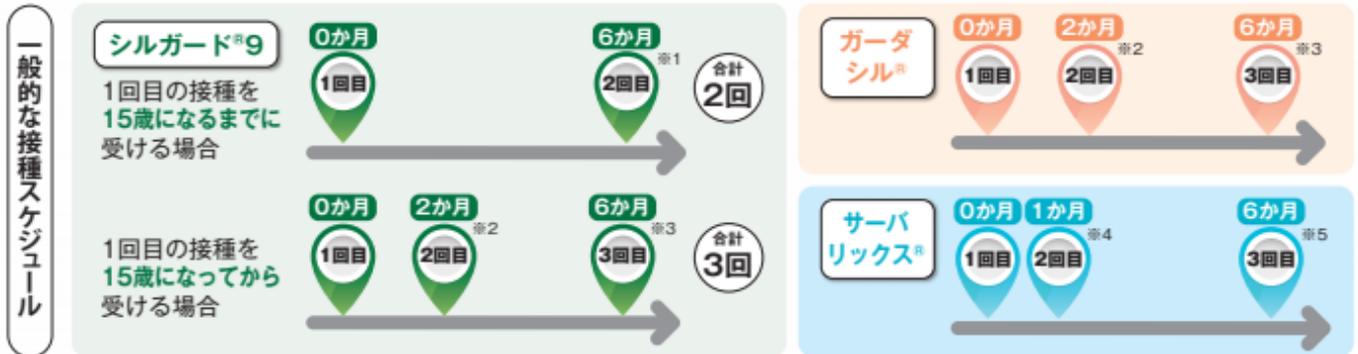
裏面へ続きます

3 ワクチンの副反応

- ① ワクチン接種と関連があると考えられた主な副反応は、注射部分のかゆみ・痛み・赤み・腫れです。他に(頻度 5%)、軽度の発熱、倦怠感などがあります。接種後に注射による痛み等による反応で、失神、血管迷走神経発作(息苦しい・息切れ・動機・気を失うなど)があらわれることがあります。
- ② 重い副反応として、まれに、ショック、アナフィラキシー(ショック症状・じんましん・呼吸困難等)、ギラン・バレー症候群(下から上に向かう四肢のまひ)、急性散在性脳脊髄炎(まひ、知覚障害、運動障害など)等があらわれることがあります。
- ③ 接種後2週間は症状に注意し、気になる症状があるときは医師にご相談ください。

4 接種スケジュール

十分な抗体を得るために、原則として同じ種類のワクチンを2~3回接種します。標準的な接種スケジュールは下記のとおりです。



3種類いずれも、1年以内に接種を終えることが望ましい。

※1 1回目と2回目の接種は、通常5か月以上あける。5か月未満である場合、3回目の接種が必要となる。

※2・3 2回目と3回目の接種がそれぞれ1回目の2か月後と6か月後にできない場合、2回目は1回目から1か月以上(※2)、3回目は2回目から3か月以上(※3)あける。

※4・5 2回目と3回目の接種がそれぞれ1回目の1か月後と6か月後にできない場合、2回目は1回目から1か月以上(※4)、3回目は1回目から5か月以上、2回目から2か月半以上(※5)あける。

* 3回の接種の途中で妊娠した場合は、接種は継続できません。その後の接種については医師にご相談ください。

5 予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。健康被害の程度に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭費の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等)によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。

6 接種に当たっての注意事項

予防接種の実施においては、体調の良い日に行なうことが原則です。健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。

● 以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

- ① 明らかに発熱している方(通常は 37.5℃を超える場合)。
- ② 重い急性疾患にかかっている方。
- ③ ワクチンの成分(詳しくは医師にお尋ねください)によって過敏症(通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応を含む)をおこしたことがある方。
- ④ その他、かかりつけの医師に予防接種を受けないほうがよいといわれた方。

● 次の方は、接種前に医師にご相談ください。

- ① 血小板が少ない方や出血しやすい方
- ② 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のある方。
- ③ 過去に予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた方。
- ④ 過去にけいれん(ひきつけ)をおこしたことがある方。
- ⑤ 過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある方、もしくは近親者に先天性免疫不全症の方がいる方。
- ⑥ 妊婦あるいは妊娠している可能性のある方(3回の接種期間中を含む)。
- ⑦ 現在、授乳中の方。